

鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日 提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年鹿沼市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 8 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

(鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成 1 9 年鹿沼市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿沼市議会議員及び鹿沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の鹿沼市議会議

員及び鹿沼市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。